

第1回 住所整理地区市民検討会 ～坂浜地区～

稲城市 都市建設部
住所整理・団地再生課



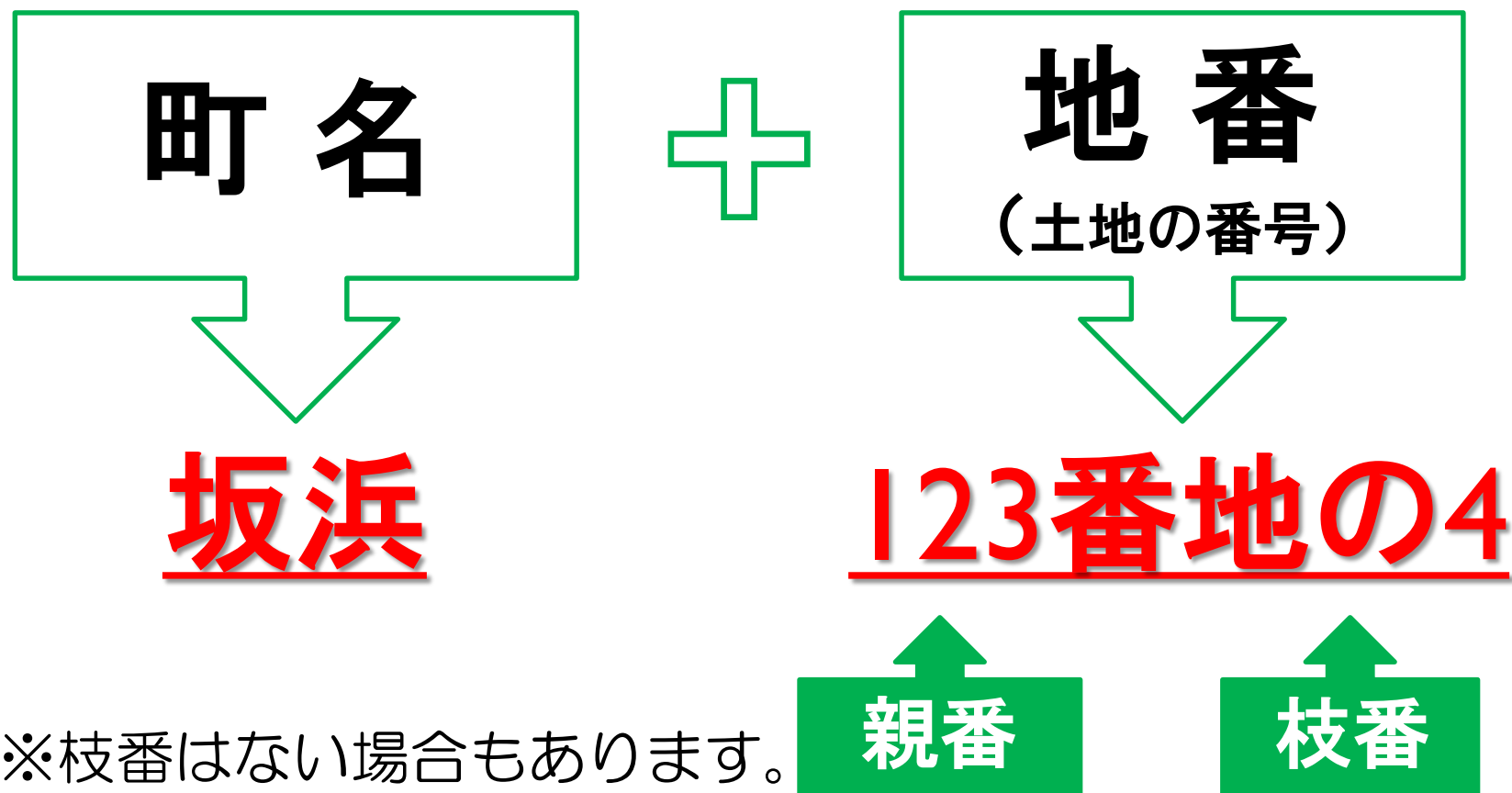
次第

1. 事務局挨拶
2. 委嘱状交付
3. 委員挨拶
4. 会長の互選
5. 住所整理の概要（坂浜の特徴等）
6. 稲城市住所整理基本方針、稲城市住所整理実施要領（抜粋）について概要説明
7. 検討会の目的
8. 全体スケジュール
9. 事務局作成イメージ図の提示

住所整理の概要

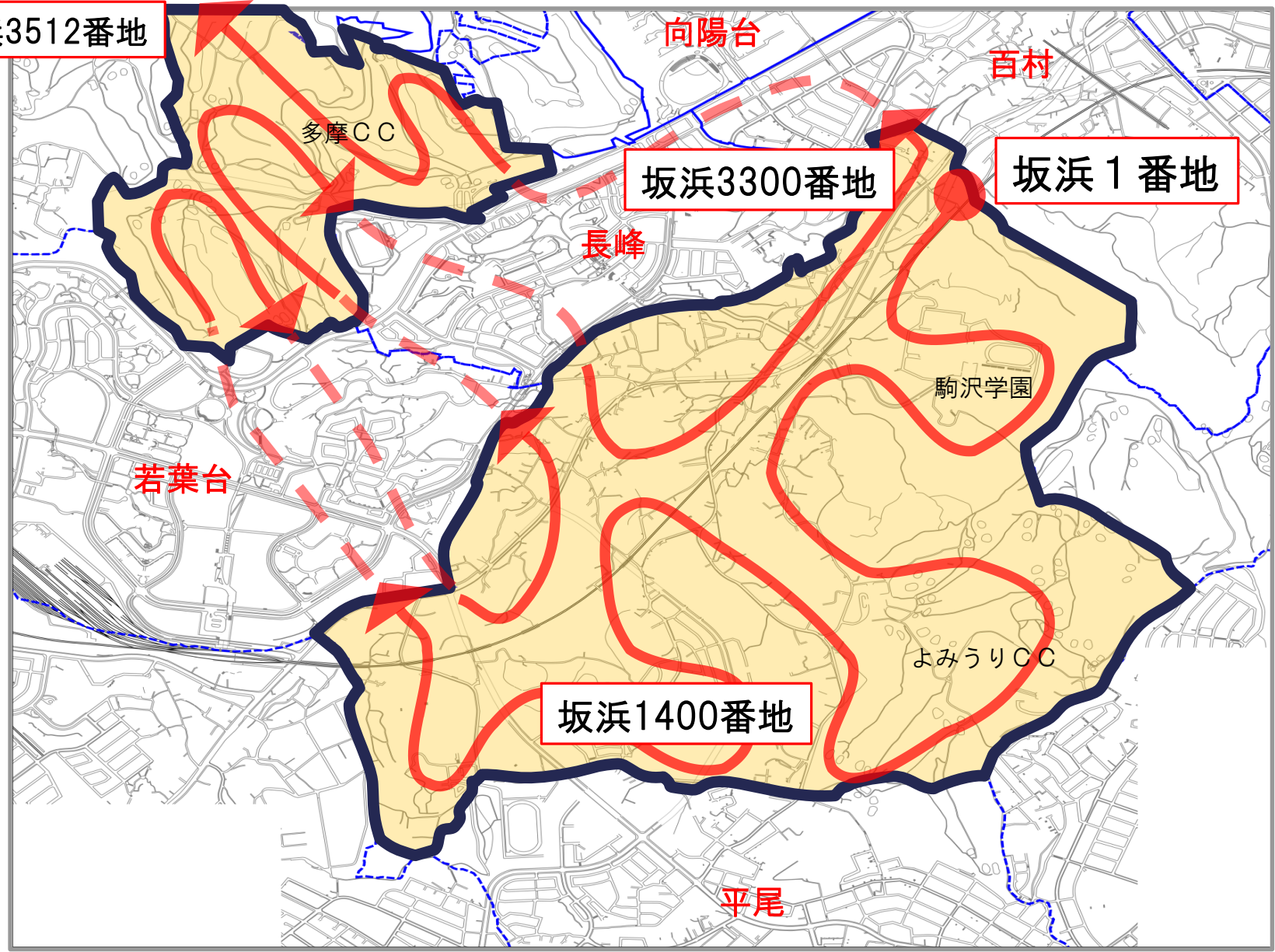
住所とは

稲城市では土地の番号である地番を用いて住所を表します。



住所とは 坂浜の地番の流れ

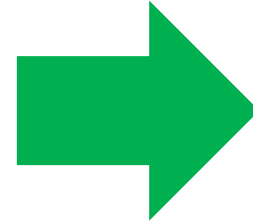
坂浜3512番地



住所とは 地番の特性

10-3	10-2	10-1
10-4	10-5	

地番をそのまま使用しているため、最初は順序よく並んでいた番号も・・・



年数経過により

10-2		10-1
		10-6
10-4	10-5	
10-8		10-7

道路

売買、相続等による分筆や合筆で順序がバラバラに・・・

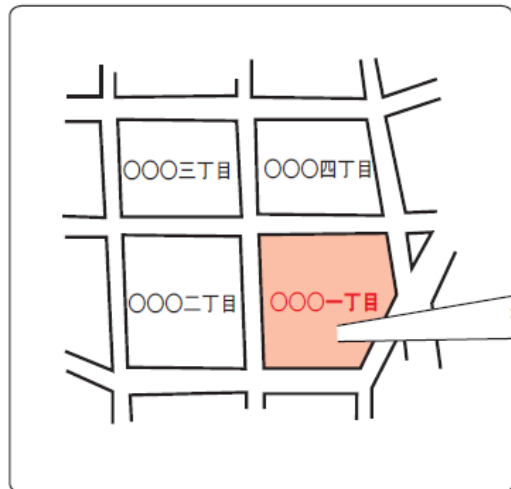
分筆⇒現存する枝番の追い番を付ける
合筆⇒現存する若い番号に吸収される



住所整理とは

新町名

〇〇〇-丁目



↑町の区域をはっきり分かりやすく区切り、〇〇〇×丁目にします。

親地番or街区符号

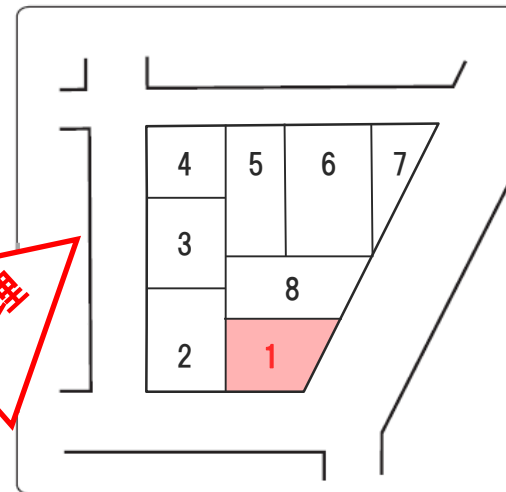
1番地or1番



↑町(〇〇〇×丁目)の中を分割してブロックに分け、順に親地番または街区番号を付けます。

枝番

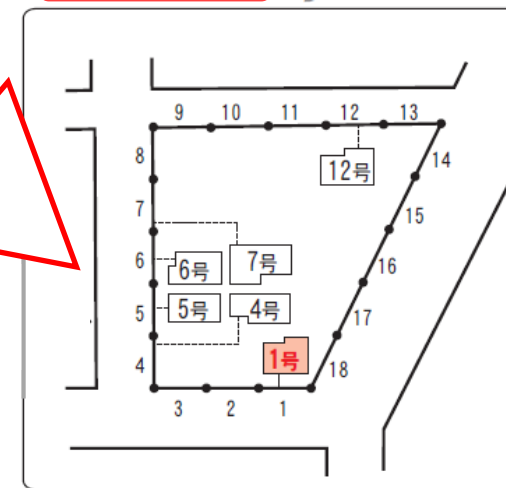
1



↑親地番の中に複数の土地があれば、順に枝番を付けます。

住居番号

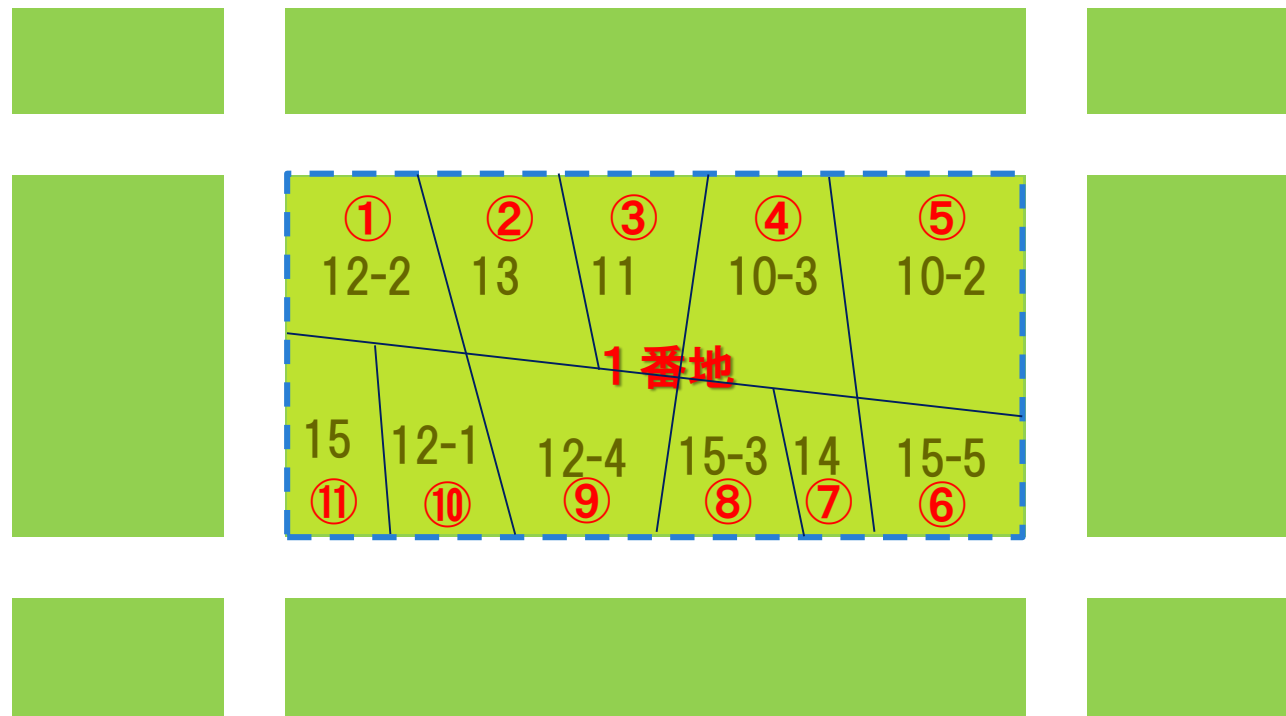
1号



↑街区のまわりに基礎番号を設定し、家の出入口位置によって住居番号を決めます。

地番整理と住居表示の2つの方法がある。

地番整理 : 土地の地番を振りなおします

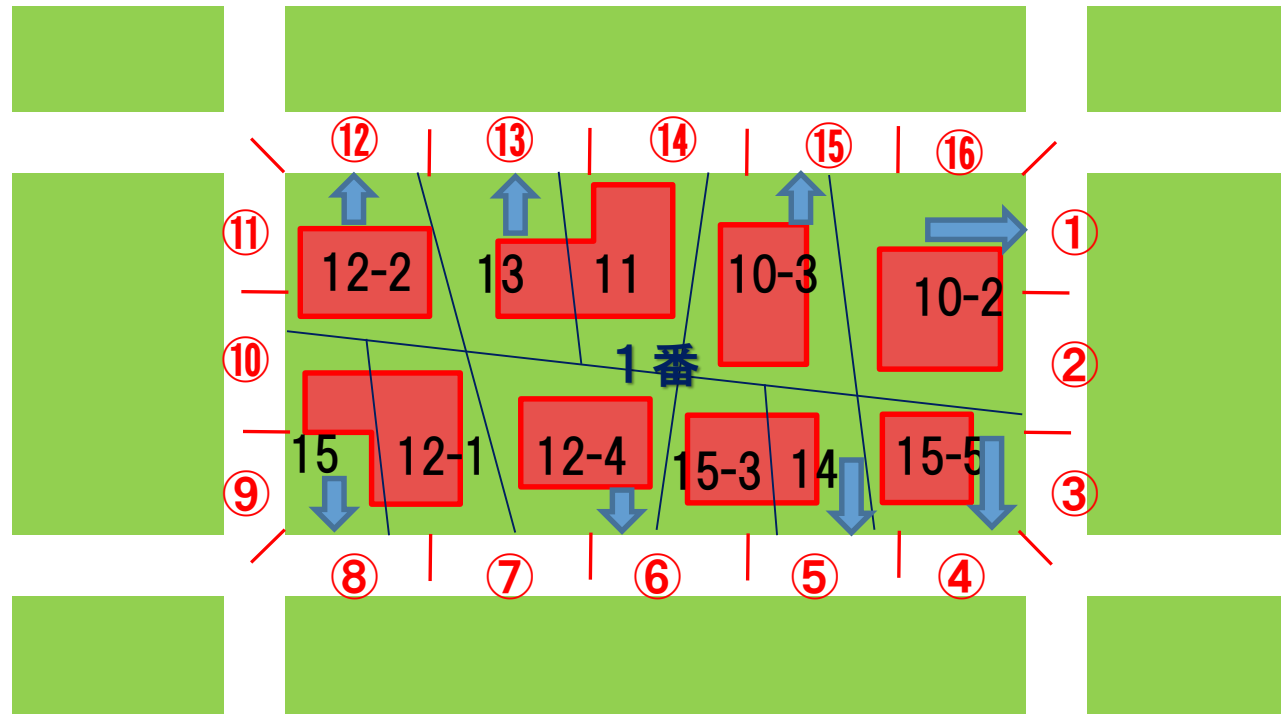


- ①これまでの地番を廃止し、新しい地番を振りなおす。
- ②建物の建っている土地の地番を新しい住所とする。

※赤字が新地番

実施前住所：稲城市坂浜 10番地の2～15番地の5
実施後住所：稲城市坂浜△丁目1番地の1～11

住居表示 : 地番とは別に建物のある場所で番号を付けます。



- ①現状の地番はそのまま残す。
- ②任意の間隔（フロンテージピッチ）で基礎番号を割り当てる。
- ③敷地から外部へ出入りする通路に面する番号が住所となる。

実施前住所：稲城市坂浜 10番地の2～15番地の5
実施後住所：稲城市坂浜△丁目1番1～11号

住所整理のメリット・デメリット

【メリット】

パトカーや救急車などの緊急車両の到着が早くなります。



郵便物や宅配便等の誤配・遅配が起こりにくくなります。



訪問される方が目的地を探しやすくなります。



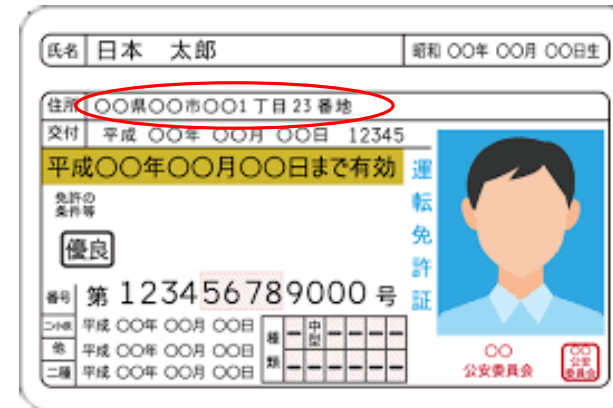
災害時にお住まいの方の安否確認等が容易になります。



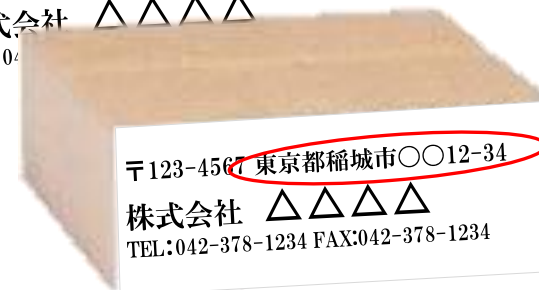
住所整理のメリット・デメリット

【デメリット】

- ◆住所変更手続きが発生する。
 - ・運転免許証
 - ・登記簿の所有者住所
 - ・マイナンバーカード
 - ・各種免許、許可、資格など
- ◆事業所等の社名入り封筒や、ハンコの住所変更は自費で対応をお願いします。



〒123-4567 東京都稲城市○○12-34
株式会社 △△△△
TEL:042-378-1234



坂浜地区の住所の現状

坂浜地区の特徴

- ・市内の大字で一番面積が大きい。
- ・多摩ニュータウン事業により2つに分断されている。
- ・隣接している平尾、長峰、若葉台は住所整理が完了している。
- ・稲城小田良土地区画整理事業、三沢川、鶴川街道など、今後整備がされる区域が多くある。

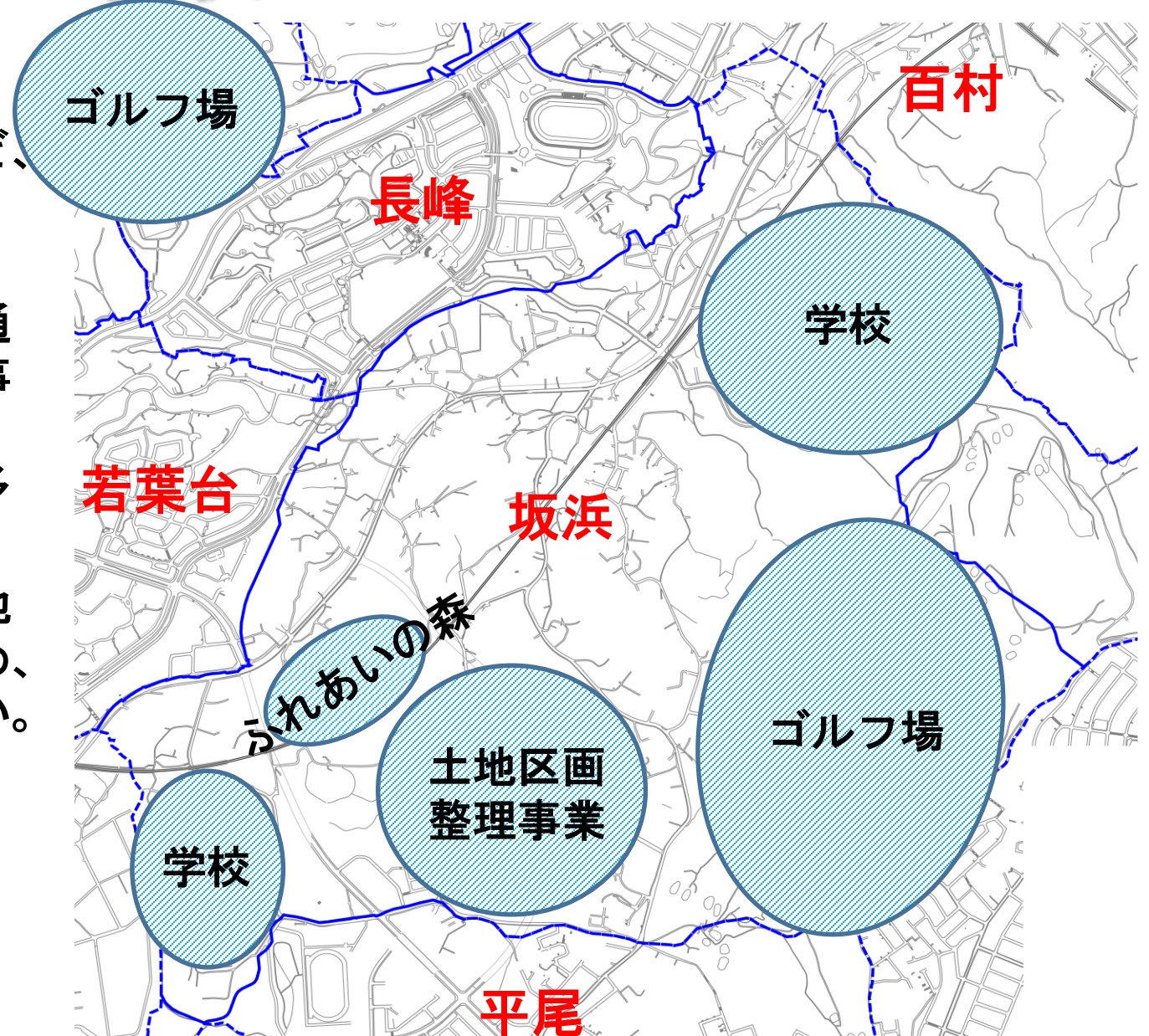


坂浜地区の住所の現状

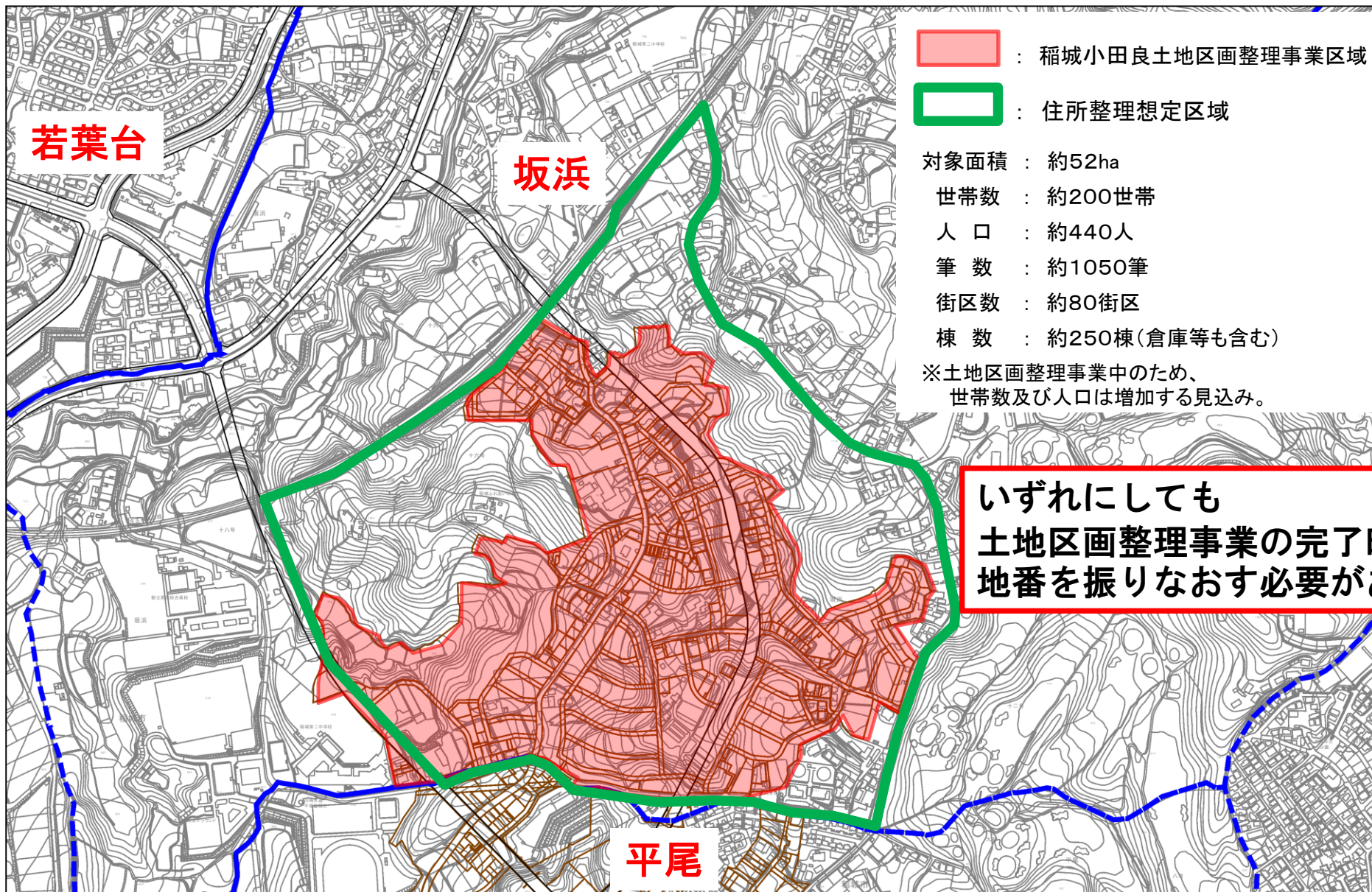
坂浜地区の特徴

- ・ ゴルフ場や市街化調整区域など、今後開発の余地がない箇所が多くある。
- ・ 既存の道路（鶴川街道、天神通り等）の周辺や、土地区画整理事業区域には住宅が並んでいるが、それ以外の土地は開発の余地が多くある。
- ・ 鶴川街道の拡幅工事や、その他都市計画道路が未完成であるため、地域の骨格が出来上がっていない。

⇒ 住所整理の実施に向いている地区とそうでない地区がある。

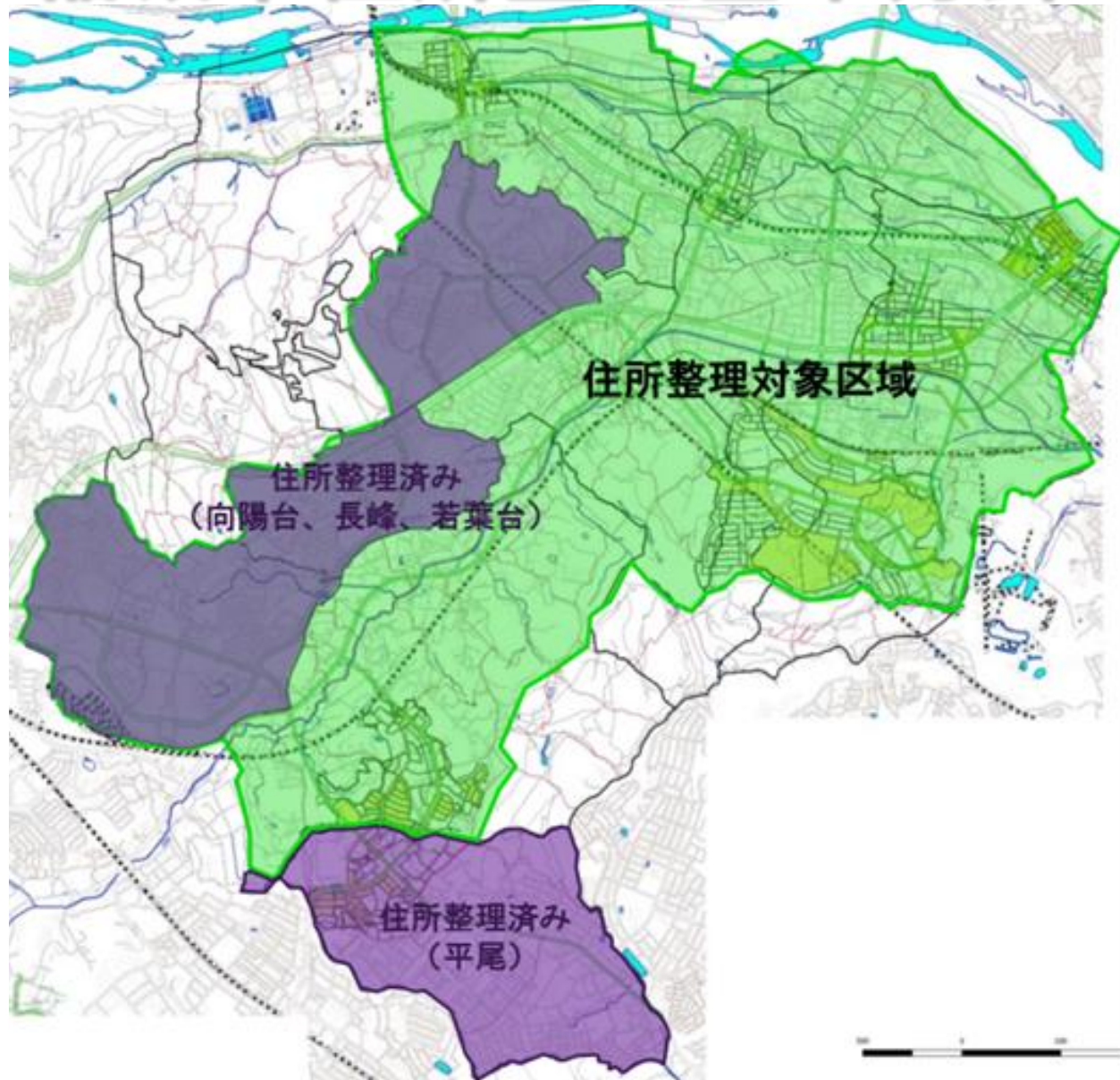


稲城小田良土地区画整理事業



**「稲城市住所整理基本方針」
「稲城市住所整理実施要領（抜粋）」
について**

稲城市住所整理基本方針



(1) 住所整理の対象区域

ゴルフ場、多摩サービス補助施設、クリーンセンター多摩川周辺及び住所整理済みの地区(平尾、向陽台、長峰、若葉台)を除いた市内全域を対象とします。

(2) 町区域の設定

現行の大字を適切な規模に分割し、町区域を新たに設定します。

① 町名の設定

なるべく現行の大字の名称を踏襲し、原則として大字名に「〇丁目」を付けたものとし
ます。

② 町界の設定

原則として、道路や河川等の恒久物を町界に設定します。ただし、地区市民の意向によ
り、従来の町界を使用する場合があります。

例：「稲城大橋通り」と「いちよう並木通り」を町界とした場合



(3) 住所整理の手法

土地区画整理事業区域（完了地区を含む）では、事業の進捗を考慮し、「住居表示」又は「町界町名地番整理」の適切な手法で住所を整理します。これ以外の区域では、「住居表示」を原則とします。ただし、いずれの場合も実施地区の状況や、地区市民の意向を踏まえて、手法を決定します。

土地区画整理事業進捗状況	整理前 (既成市街地)	土地区画整理事業中	換地処分 (事業完了時)	土地区画整理完了後
住所整理の手法	◎住居表示 △地番整理	◎住居表示 ✖地番整理	○住居表示 ◎地番整理	○住居表示 ○地番整理

◎：効果（高） ○：効果（中） △：効果（低） ✖：実施不可

(4) 実施地区の決定方法

土地区画整理事業その他の都市基盤整備の進捗状況や、地域からの実施要望を踏まえ実施候補地区を選定します。その地区で住所整理を実施する合意が形成された場合には、実施地区として、詳細の検討に入ります。合意が形成されない場合には、実施を見送ります。

(5) 実施地区での進め方

実施地区では、地区市民と必要に応じて隣接地区の市民を含めて構成する、地区市民検討会を設立し、町区域の設定等の詳細について検討します。

(6) 住民や事業者等の協力

住所整理は、市民生活はもとより地域活動や企業活動にも直接影響があるため、住民や事業者等の協力をお願いします。

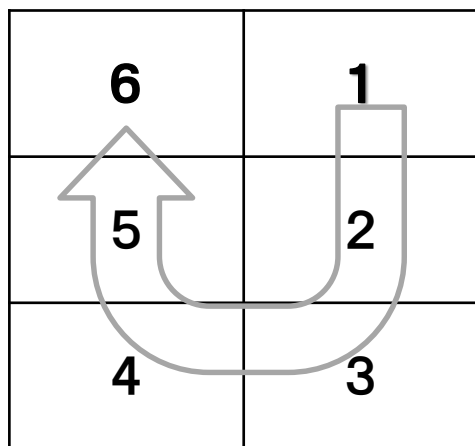
稲城市住所整理実施要領（抜粋）

【概要】

1. 町の規模 20～40ha 程度
2. 丁目、地番等をつける場合、起点は市役所に近い箇所から
3. 丁目をつける場合の順序は、市役所に近い箇所から原則右回りで順序よく
4. 親地番をつける場合の順序は、地形等を考慮し市役所に近い箇所から順序よく
5. 町名は、原則として「大字＋○丁目」。それ以外とする場合は、由緒ある名称とする。
6. 町界は、原則として道路、河川、鉄道等の恒久的な施設の側線

※市民の意向により従前の町界を使用する場合もある

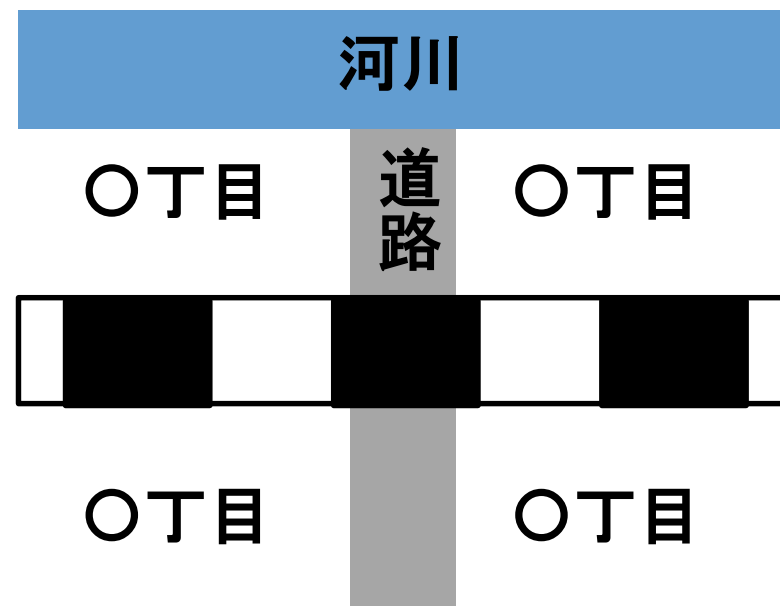
市役所



大字＋○丁目



坂浜○丁目



検討会の目的

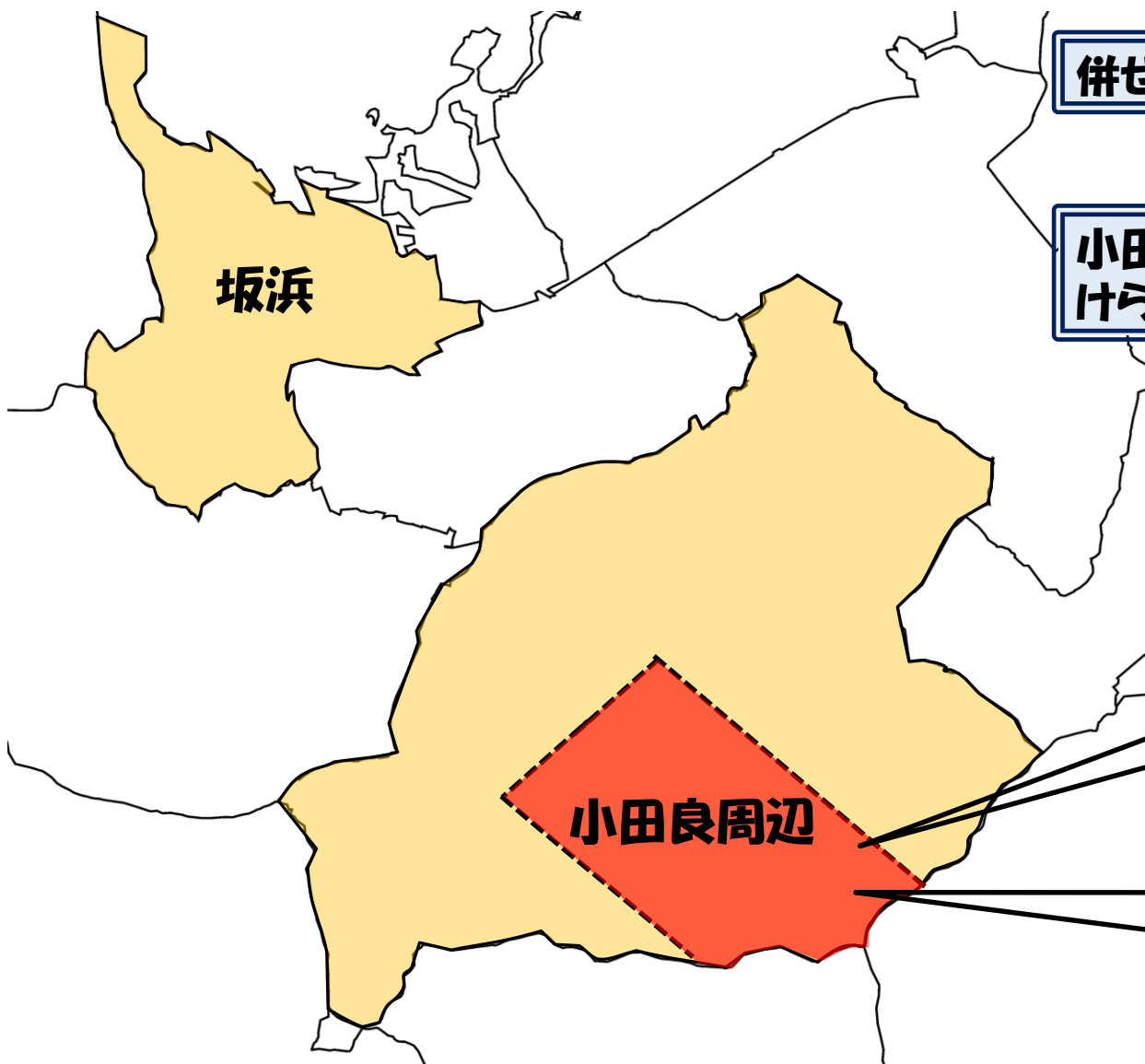
小田良土地区画整理事業の完了が近づいている。



併せて小田良周辺の住所整理の検討が必要



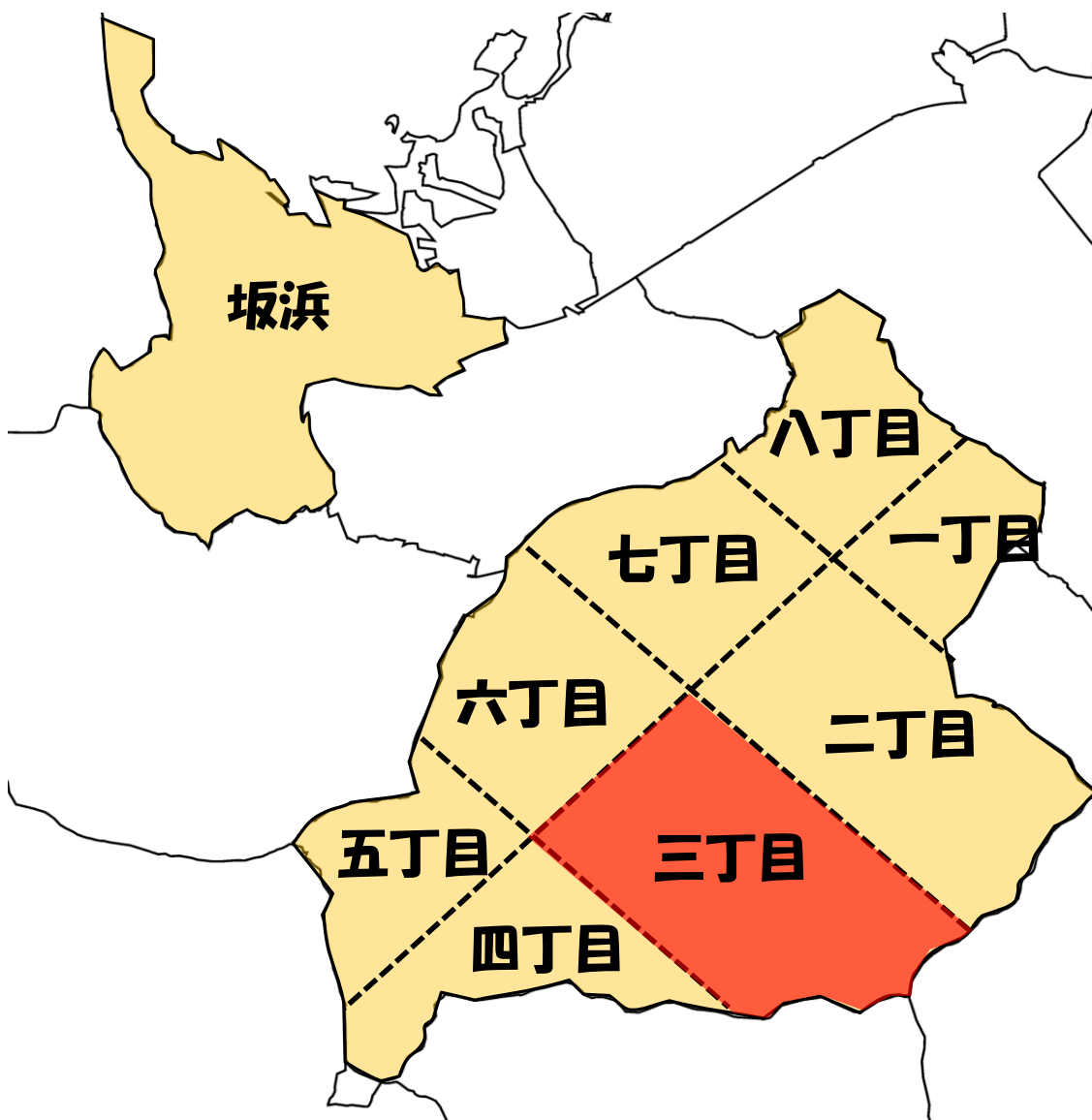
小田良周辺だけについて検討すると、〇丁目を付けられない



坂浜何丁目になるのか？
ルールに照らし合わせると
坂浜三丁目くらい？

どこまでを対象範囲にする？
それ以外の区域はどうする？

検討会の目的



小田良土地区画整理事業の完了が近づいている。



それに併せて住所整理の検討が必要



小田良周辺だけについて検討すると、〇丁目をつけられない



小田良周辺だけでなく、坂浜全域での検討が必要



検討機関として、対象地区の市民による「**地区市民検討会**」を設立。

【地区市民検討会】

- ・ 地域住民で構成する検討会
- ・ 町界、町名、手法、実施できる箇所、時期等について検討

事業のスケジュール

令和元年 9月 第1回 地区市民検討会開催

10月 第2回 地区市民検討会開催

令和2年 1月 第3回 地区市民検討会開催

3月 第4回 地区市民検討会開催

5月 予備 地区市民検討会開催

9月 住所整理審議会へ諮問・答申

12月 市議会へ上程

令和3年 3月 住所整理実施

(小田良土地区画整理事業の換地処分)

事務局作成イメージ図

